原動機付自転車を改造する方へ

本来、原動機付自転車はオートバイメーカーが安全性・耐久性などのあらゆる面から試験等を繰り返し、車両の生産を行っています。本来よりも大きなパワーが出る改造を行うと制動力・安全性の面で車体の性能が不足することが考えられます。

また、市役所では原動機付自転車の排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しているもので、改造した車両が「道路運送車両法の保安基準を満たしている」ということで交付しているわけではありません。走行性、安全性について市が保障するものではなく、国土交通省で定める形式認定番号から外れますのでご注意ください。

改造しても「1人乗り」が「2人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては、改造前と変わらないということをご承知おきください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安 基準などが該当車両種別のものとなり、必要免許の取得や整備を行っていない 場合には、違反となり処罰の対象となることがありますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は地方税法第448条に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについても本人の責任で行ってください。